

川崎市告示第187号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第128号)第70条第1項第4号に規定する調査の方法を別記1のとおり、同規則第72条第3項に規定する処理対策の方法及び管理の方法並びに同規則第72条の2第項に規定する管理の方法を別記2のとおり定め、令和2年4月1日から適用し、平成29年川崎市告示第185号及び平成31年川崎市告示第150号は、同日から廃止する。

令和2年4月1日

川崎市長 福田紀彦

1 土壌調査方法(別記1)

別紙のとおり

2 汚染土壌等の処理対策方法及び管理方法(別記2)

別紙のとおり